

第5次小竹町総合計画

〈住みたい！ 育てたい！ 訪ねたい！ あなたが主役 幸せ実感 こたけ 小竹町〉

平成29年3月
小竹町

目次

◆ 総論 ◆

第1章 はじめに

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画策定の基本的な考え方	1
第3節	計画の性格	1
第4節	計画の構成と目標年度	2

第2章 町の現況

第1節	自然環境等	3
1	地勢	3
2	気候	3
3	沿革	4
第2節	社会経済環境等	5
1	人口	5
2	就業人口と産業構造の動向	7

第3章 町の魅力と課題

第1節	町の魅力	9
第2節	時代の潮流と町が抱える主要課題	10

◆ 基本構想 ◆

第1章 町の将来像とまちづくりの基本テーマ

第1節	町の将来像	13
第2節	まちづくりの基本テーマ	15
1	優しさを感じ、住みたいと思える町	15
2	活力に満ち、発展を続ける町	15
3	安全・安心を実感し、快適に暮らせる町	16
4	みんなが主役、絆によって集う町	16
5	町民の信頼に応え、住み続けられる町	17

第2章 基本テーマに基づく施策の大綱

第1節 優しさを感じ、住みたいと思える町	19
1 子どもたちが伸び伸び育つまちづくり	19
2 生涯現役のまちづくり	19
3 暮らしをともに支えるまちづくり	19
4 ころとからだを守るまちづくり	20
5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり	20
6 自然と共生する環境のまちづくり	20
7 快適で緑豊かなまちづくり	21
第2節 活力に満ち、発展を続ける町	22
1 地産地消を推進する農業の振興	22
2 事業拡大を目指す工業の振興	22
3 地域に密着した商業の振興	22
4 歴史と創造による観光の振興	23
第3節 安全・安心を実感し、快適に暮らせる町	24
1 利便性の高い交通通信体系	24
2 迅速な対応、体制の強化推進	24
3 水資源の確保と快適な居住空間の創出	25
4 ふるさとを守る住環境の創出	26
第4節 みんなが主役、絆によって集う町	27
1 心豊かな子どもたちの育成	27
2 自ら学ぶ生涯学習の推進	27
3 生きがいつくりの創出	27
第5節 町民の信頼に応え、住み続けられる町	28
1 まちづくりへの町民参画	28
2 地域を運営していく効率的な行政運営	28
3 広域連携の推進	28

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針	29
第2節 土地利用	29

第4章 目標とする将来人口

31

基 本 構 想

第1章 町の将来像とまちづくりの基本テーマ

第2章 基本テーマに基づく施策の大綱

第3章 土地利用構想

第4章 目標とする将来人口

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

小竹町では、「共に生き 共に育ち 活気あふれ心ふれあう町 こたけ」を将来像に掲げ、平成19年3月に第4次小竹町総合計画を策定しました。目標年次を平成28年として将来像の実現に向け、総合計画を基本的な行政運営の指針として、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。町民の理解と協力のもと、まちづくりに関し5つの基本的な目標を定め、町民や関係団体と行政が一体となって、活気に満ちた潤いのある協働・共生のまちづくりに努めてきました。

将来像の実現に向けて、小竹団地への企業誘致の促進、公共下水道事業の着手や供用開始などの基盤整備をはじめとして、地域で支え合う体制づくり及び教育関連施設や教育学習活動の充実などに取り組み、一定の成果をあげてきました。

また、平成26年に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、小竹町においても逼迫する人口減少や少子高齢化に立ち向かうべく、雇用の創出や結婚・出産・子育て、まちづくりなど、政策全般における今後の目指すべき将来の方向と人口の将来を示した「小竹町人口ビジョン・総合戦略」を平成27年度に策定しました。

このような状況の中、新たな課題とともに、第4次総合計画の計画期間満了を迎え、将来を見据えた地域における様々な動向に対応し、町が大きく飛躍するためにも、より一層の計画的な行政運営を図るため、第5次小竹町総合計画を策定します。

第2節 計画策定の基本的な考え方

総合計画の策定にあたり、小竹町を取り巻く社会情勢や経済動向、最近のまちづくりの流れなど、社会構造の変化に的確・迅速に対応していくことが求められます。

総合計画は、様々な施策や事業を計画的に調整し、町行政の望ましい今後の方向性を明らかにするものです。また、町民や各種関係団体と行政が連携し、時代に即したまちづくりを推進するための行政指針とすることを基本とします。明確なまちづくりの方向性を示すことで、より一層の活力を起こし、豊かさと活気に満ちたまちづくりを目指します。

第3節 計画の性格

この総合計画は、町が目指すべき行財政運営の基本を示すとともに、より良いまちづくりを行うために策定するもので、町民及び関係団体・国・県・公的機関・企業の協力を得て推進するものです。本計画を推進する上では、町を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、弾力的な運用を図ります。

第5次小竹町総合計画

- *町が目指すべき行財政の基本
- *より良いまちづくり
- *町民や企業等みんなの協力を得て推進
- *柔軟な対応と弾力的な運用



第4節 計画の構成と目標年度

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

① 基本構想

基本構想は、町の魅力と直面する課題を明らかにした上で、町の将来像及びこれを具現化するための基本的施策の大綱を定めるものです。

構想期間は、平成29年度から平成38年度までとします。

【目標年度】
平成38年度
(2026年度)



② 基本計画

基本計画は、基本構想の施策の大綱に基づき、項目別に必要な施策を定め、5か年を目途に策定します。

前期計画は、平成29年度から平成33年度までとし、後期計画は、平成34年度から平成38年度までとします。

前期計画：平成29年度～平成33年度
後期計画：平成34年度～平成38年度

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた主要施策を具体的にどのように実施するかを定めるものです。具体的な事業内容を示すなど、財政面も考慮し、3か年を目途として別途策定します。

《計画の期間》

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	…平成72年
第5次総合計画													
基本構想			基本構想(10年)										
基本計画			前期(5年)					後期(5年)					
小竹町総合戦略													
人口ビジョン	平成72(2060)年を目標年度として設定												
総合戦略	～平成31年												

第2章 町の現況

第1節 自然環境等

1 地 勢

小竹町は、福岡県北部のほぼ中央に位置し、町を南北に貫流する遠賀川沿いに開けた町です。町の東西両端にやや小高い丘があるほかは、ほぼ平坦な地形に恵まれた、標高10m前後の盆地帯です。

町の区域は、東西4.17km、南北4.14km、面積14.18km²です。

その昔から長崎街道を擁する交通要衝の地で、今も小竹のまち筋にその面影を

とどめています。現在は、遠賀川沿いの国道200号、これと並走するJR福北ゆたか線が、福岡市から飯塚方面を經由し北九州市への交通の要衝となっています。

県庁所在地である福岡市まで南西40km、県内もうひとつの政令指定都市、北九州市まで北東40kmの位置です。

2 気 候

小竹町の気候は、内陸盆地型特有の気候を示していて、年間を通じて気温の寒暖の差が、県内の他の地方と比較し、大きいのが特徴です。年平均気温は16℃前後で、一般的に温暖な気候といえます。

年平均降水量は約1,900mm、同様に降雪日は35日程度で、積雪はほとんどありません。平均風速は約2mで、影響を受けるような強いものではありません。

位 置

面 積	標 高	広 ぼう		緯 度	
		東 西	南 北	東 経	北 緯
14.18km ²	11.66m	4.17km	4.14km	130度42分56秒	33度41分19秒

気 象

区分 年	気 温 (°C)			降水量 (mm) (年間合計)	平均相対 湿度 (%)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	雪 (日)
	最 高	最 低	平 均					
平成23年	34.7	-4.1	15.5	1,858.0	72	2.1	1,690	31
平成24年	35.9	-3.8	15.3	1,851.5	72	2.0	1,647	29
平成25年	37.6	-3.7	16.1	2,002.5	72	2.1	1,765	16
平成26年	35.7	-3.2	15.6	1,933.0	77	2.0	1,753	57
平成27年	37.0	-3.1	16.0	1,940.0	79	2.0	1,758	40

気温、降水量

平成27年分

区分 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
最高気温(°C)	15.3	15.0	24.7	28.2	32.4	32.0	36.1	37.0	29.8	27.1	25.7	16.8
最低気温(°C)	-3.1	-1.4	-1.0	4.5	9.8	12.7	17.5	19.4	14.5	7.3	3.6	-1.8
降水量 (mm)	105.5	54.0	109.5	227.0	134.5	237.5	279.5	339.0	118.5	89.0	139.0	107.0

(飯塚測候所)

3 沿 革

昔、南良津村と勝野村の境に二本の松の巨木がありました。この樹木の下に弥勒菩薩の石像を祀る小堂が造られ、この小堂の周辺が、当時の長崎街道を往き来する旅人たちの一里塚憩いの場となっていたと言い伝えがあります。このあたりを古屋敷と呼び、ここから南に遠賀川の堤防沿いに小さい竹藪が生い茂り、小竹のまち筋まで続き「小竹の処」と云われたのが、町名の起こりになったと伝えられています。

明治22年4月1日に、当時の勝野、南良津、新山崎、新多、赤地、御徳の6か村が合併し、新しい勝野村が発足しています。その後、昭和3年1月1日に勝野村が町制を施行し、小竹町が誕生しました。小竹町史による当時の記録には、人口13,613人、戸数2,968戸とあります。昭和33年8月に町内の赤地の一部が小竹町から分離し、直方市に編入され、現在の町域となりました。

第2節 社会経済環境等

1 人口

小竹町の人口は、石炭産業の盛衰と共に推移してきました。明治初年ごろには、戸数660戸、人口3,089人と記録にあります。石炭産業の発展により急激な増加を示し、最盛期には戸数4,900戸、人口21,200人余まで達しました。

その後、石炭産業の衰退とともに人口の流出が続き、昭和35年から昭和45年までの10年間で7,274人も減少し、急激な過疎化となりました。

その後、昭和55年の11,228人から昭和60年まで微増を続けたものの、以降減少が続き、平成27年には人口7,810人(3,331世帯)で、町制施行以来最少を記録しました。

このことは、全国的な傾向である出生率の低下と、転出等の人口減少によるものです。

平成27年国勢調査による年齢別人口構成をみると、年少人口比率9.5%、15歳から64歳の生産年齢人口比率53.2%、65歳以上の老年人口比率37.3%です。平成22年の同調査と比較すると、年少人口が1.3ポイント減少、老年人口は6.3ポイント増加し、高齢化が著しく進んでいます。

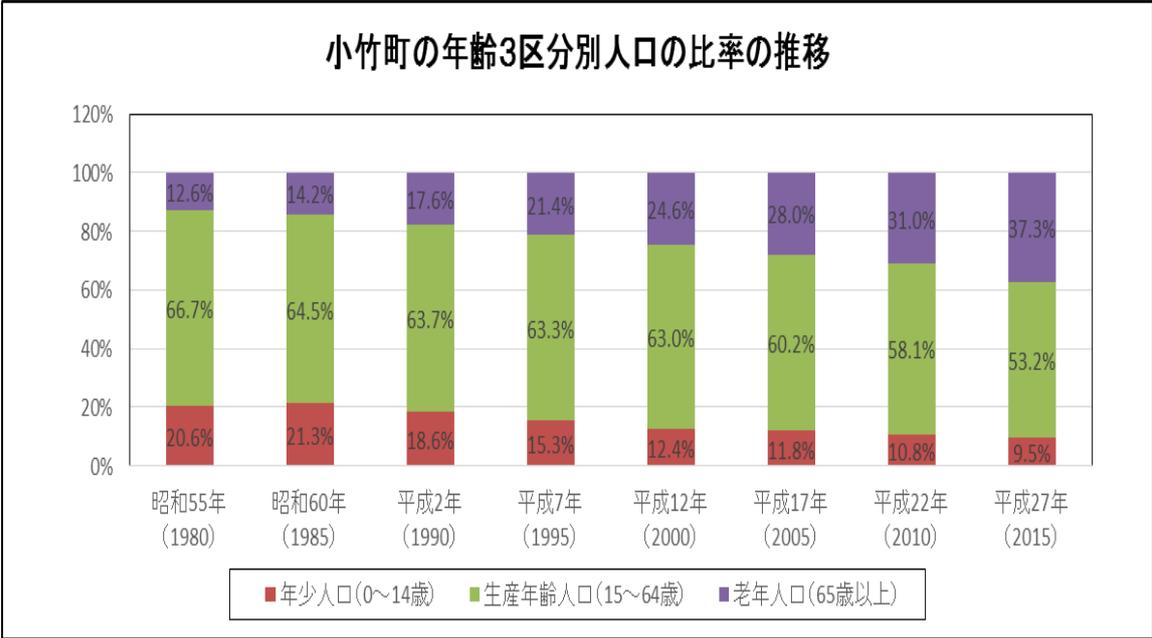
地域における人口問題は、経済、福祉や子育て、地域コミュニティの形成等々、地域社会全般に大きく影響を及ぼしています。

人口の推移

区分 年	世帯数 (世帯)	人口			一世帯当り 人口(人)	1km ² 当り 人口密度(人)	備考
		総数(人)	男(人)	女(人)			
平成2年	3,679	11,001	5,121	5,880	2.99	776	
平成7年	3,678	10,517	4,884	5,633	2.86	742	
平成12年	3,603	9,730	4,535	5,195	2.70	686	
平成17年	3,551	9,253	4,276	4,977	2.60	653	
平成22年	3,511	8,602	3,967	4,635	2.45	607	
平成27年	3,331	7,810	3,658	4,152	2.34	551	

(国勢調査)

小竹町の年齢3区分別人口の比率の推移



(小竹町人口ビジョン)

郡内及び隣接市町の人口推移

(単位:人)

区分 年	小竹町	宮田町	鞍手町	若宮町	直方市	飯塚市	潁田町
平成2年	11,001	22,073	20,332	10,605	62,530	83,131	7,615
平成7年	10,517	21,902	20,248	10,295	61,623	83,411	7,460
平成12年	9,730	21,150	19,266	10,075	59,182	80,651	7,141
平成17年	9,253	20,934	18,204	9,696	57,497	79,365	6,841
平成22年	8,602	30,081	17,088		57,686	131,492	
平成27年	7,810	28,112	16,007		57,146	129,146	

(国勢調査)

※平成18年合併のため、平成22年分から宮田町の欄は宮若市に読み替え

2 就業人口と産業構造の動向

小竹町の実業人口をみると、昭和40年から昭和55年までは増加傾向にあったものの、昭和60年には、人口増加にもかかわらず減少し、平成2年以降は、人口、就業人口ともに減少しています。

産業別就業人口の動向から産業構造の変化をみると、第1次産業においては、昭和60年から平成2年までの5年間で約1%低下した後はほぼ横ばいで、その後、平成17年にやや回復したものの、平成22年には再び低下しています。

今後も就業者の高齢化や後継者不足などを理由に、この傾向はさらに進むものと予測されます。

第2次産業は高度経済成長期において、産業構造の変化に伴う第3次産業への移行を受け、第2次産業の実業人口比率は平成2年に一旦増加に転じたものの、平成7年以降は再び下降しています。

第3次産業をみると、就業人口比率は、昭和60年と比較し、平成2年に一旦下降したものの、その後は順調に上昇し、平成22年には69%まで伸びています。この傾向は今後も続くものと推測されます。

人口と就業人口の推移

区分 年	人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)	就業人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)
昭和40年	13,079	▲ 5,798	▲ 30.7	4,426	▲ 2,025	▲ 31.4
昭和45年	11,603	▲ 1,476	▲ 11.3	4,527	101	2.3
昭和50年	11,115	▲ 488	▲ 4.2	4,550	23	0.5
昭和55年	11,228	113	1.0	4,642	92	2.0
昭和60年	11,432	204	1.8	4,462	▲ 180	▲ 3.9
平成2年	11,001	▲ 431	▲ 3.8	4,431	▲ 31	▲ 0.7
平成7年	10,517	▲ 484	▲ 4.4	4,353	▲ 78	▲ 1.8
平成12年	9,730	▲ 787	▲ 7.5	4,069	▲ 284	▲ 6.5
平成17年	9,253	▲ 477	▲ 4.9	3,769	▲ 300	▲ 7.4
平成22年	8,602	▲ 651	▲ 7.0	3,404	▲ 365	▲ 9.7
平成27年	7,810	▲ 792	▲ 9.2	—	—	—

(増減率は対前回国勢調査比、国勢調査)

※平成27年就業人口については、平成29年3月1日現在未公表のため空欄

産業別人口の動向

区分 \ 年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	4,462	4,431人	4,353人	4,069人	3,769人	3,404人
第一次産業 就業人口 比率	152人 3.4%	107人 2.4%	97人 2.2%	96人 2.4%	115人 3.0%	87人 2.6%
第二次産業 就業人口 比率	1,548人 34.7%	1,745人 39.4%	1,632人 37.5%	1,406人 34.5%	1,096人 29.1%	966人 28.4%
第三次産業 就業人口 比率	2,762人 61.9%	2,579人 58.2%	2,624人 60.3%	2,567人 63.1%	2,558人 67.9%	2,351人 69.0%

(国勢調査)

<産業部門分類表>

部 門	内 訳
第1次産業	農業・林業、漁業
第2次産業	鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業 卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業 学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業 生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療、福祉 複合サービス、サービス業（他に分類されないもの） 公務（他に分類されるものを除く）

第3章 町の魅力と課題

第1節 町の魅力

【豊かな自然】

小竹町には遠賀川を代表とする豊かな自然環境があります。その自然環境との調和を図りながら、小竹団地への企業誘致や下水道整備事業など生活基盤整備を行い、都市空間と自然環境が共存する住みよいまちづくりを推進しています。このような調和のとれた居住環境の整備は住みたくなる町の条件の一つです。

今後は、就業の機会や教育環境、交通環境や生活必需品の調達環境がさらに整うことで、特に若年層の移住及び定住者の増加につながるものと期待できます。

【語り継がれる歴史と文化】

小竹町は、昔から地域で育まれた文化や文化財に恵まれた町です。地域には、長い歴史に培われた伝統文化や歴史的建造物等も現存しています。これらの文化遺産を守り継承し活用していくことは、地域の特性や自然・景観等を堅持し、人と人との交流を深め、明るい地域社会の形成につながるもので、特色あるまちづくりには欠かせないものです。



【輝く人材と協働のまちづくり】

小竹町では平成20年度から地域協働施策に取り組み、平成21年11月から開始した地域担当職員制度と併せて、協働・共生のまちづくりの推進に努めています。複数の地区において、それぞれの特性に応じた地域づくり事業を実施するなど、町民と行政との連携による新しいまちづくりの動きも出てきました。

また、多くの町民が参加する町民まつりなどのイベントは年々来場者も増加しており、町の活気づくりに寄与しています。

今後も、この流れを止めることなく、より一層拡大していくために、『町を自分たちの手で守り、育てていく』という認識のもと、住民一人ひとりが「町の顔」となり、まちづくりの担い手として、活躍の場を創出していくことが求められます。

地域の特性を生かした、地域住民の手による「まちづくり」は時代の潮流として、日本全国の各市町村が試行錯誤しながらも推進を図っています。小竹町の特色や特性を活かし、地域資源や人材の活用を図ることで、今後、町の飛躍的発展の可能性は、十分に期待できます。



第2節 時代の潮流と町が抱える

主要課題

国立社会保障・人口問題研究所の全国将来人口推計（平成25年）によると、今後50年間で4,000万人もの人口減少が予想されています。また、年少人口、生産年齢人口、老年人口の構成比率の不均衡が問題視されています。

今後は、人口減少社会と超高齢社会が同時に到来するという社会構造の激変を見据え、国政及び地方行政は、地方移住や結婚・出産・子育て、また、高齢者が活躍できる場の創出や生きがいづくりなどへの対応が求められています。

平成27年の国勢調査によると、小竹町の人口は7,810人です。人口の推移については、自然動態・社会動態ともに減少傾向で、過去10年間の統計では、年間約140人が減少しています。このままでは、出生数の減少、転出者の増加、転入者の減少などにより町を維持していくことが困難になります。

これは全国的な流れであるものの、人口減少は、地域のコミュニティの弱体化と世代間交流の減少を招きます。その結果、地元への愛着が薄れ、地元離れが加速します。このような時にこそ地域を再生し活力を取り戻す地域コミュニティの形成が重要です。

以上から、町が抱える主要課題を次のとおり整理します。

【課題Ⅰ】支え合う体制の弱体化

行政に対する町民ニーズが複雑・多様化する中、人口減少や少子高齢化の進展によって、地域における支えあいの体制は、弱体化しています。また、農業や商業、伝統芸能・祭り

の後継者不足及び参加者減少も町民のつながりの希薄化を生んでいます。加えて高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増すことで、日常生活に支障を来す事例などの増加が懸念されます。

このため、子育てに最適な環境づくりや高齢になっても住み慣れた地域で健康に安心して暮らせる環境づくりが、重要な課題となっています。健康な状態で長生きできること、これは万人の願いであり、そのための健康維持増進、疾病予防対策が今後必要です。

子どもから高齢者まで全ての町民や町内で働く人たちが、ともに支え合いながら健やかに生活することができる、優しいまちづくりを進めていく必要があります。

【課題Ⅱ】産業の衰退

小竹町の農業振興を図るには、農地の保全や活用を目的とした、多面的な役割の発揮に向けた施策の実現が必要です。合わせて、認定農業者の発掘や、担い手農家の育成が課題となっています。

消費者に安全で安心な農産物を提供し、より新鮮な作物を供給するために、地産地消の取り組みを更に推進するとともに、農協との連携や活動団体への支援などにより、経営の安定化と産業として自立できる農業の確立が、今後、求められています。

地方創生の重点施策でもある雇用の創出について、地域経済の活性化と雇用の更なる確保を図るため、商工会などの関係機関とのネットワークを強化するとともに、産業団地への進出企業との連携を促進する必要があります。

郊外型商業集積店舗等の進出により、商業・サービス業を取り巻く環境は、近年、より一層厳しくなっています。飯塚市や直方市等の近隣の郊外型大型店への顧客流出が目立ちます。商店の役割や商業形態の見直しも必要ですが、最も重要なのは魅力ある商店づくりです。消費者が必要とする物と、サービスを提供できる店づくり、消費者の購買意欲が沸くような店づくりを進めていくことが必要です。

同時に、小竹駅西口開発と、それに伴う交通体系の見直しを推進し、新しい商業基盤の整備を展開する必要があります。

【課題Ⅲ】魅力ある住宅環境の不足

道路や下水道など、安全で快適な居住環境の整備状況は、近隣自治体と比較し、同程度の水準にあります。しかしながら、町内には特に若い世代が、住みたくなるような利便性の高い場所に住宅地や賃貸住宅が少なく、町民や町内で働く人たちの要求に十分に答えられていません。

このような現状から、自然環境に配慮し、空家対策を含め、地域の特性に配慮しながら、災害に強い安全・安心なまちづくりを行い、自然との共生や快適性が実感できる居住環境の整備が求められています。

【課題Ⅳ】心豊かな人づくりと文化の創造

心豊かな子どもたちを育成するために、学校、保護者、地域が連携した、安全・安心な学校づくりが必要であり、生きる力を育む創

造的な学校教育の推進が求められています。

郷土に対する誇りや愛着を育み、文化遺産を守り継承する理念を大切にして、ふるさとのかけがえのない文化遺産として、史跡の整備や文化財の活用を図っていくことが重要です。

町民が日常生活の中でスポーツに親しみ、地域ぐるみでスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの普及や推進が求められています。

このような各課題を解決するために、町民が広く交流する機会を作ることが必要です。

【課題Ⅴ】まちづくりへの町民意識の希薄化

町民参加によるまちづくりの現状において、小竹町は他の市町村と比較しても、町民の参加意識は高く、近年の町民の自治会加入率を見ても、大きく減少すること無く横ばいです。

しかしながら、自治会には加入していても、地域社会に対する関心度が薄く、地域での連帯協働意識も低下し、特に若い世代を中心に、地域行事等への参加者が減少している状況です。

このような現状から、地方創生時代に適した小竹町のまちづくりを継続・拡大していくために、今後より一層の地域協働の施策を強化していく必要があります。そのためには、各地域の課題の解決や、更なる活性化を図り、地域づくりにおける情報提供や共有など、地域コミュニティの育成・支援が求められています。

第1章 町の将来像とまちづくりの基本テーマ

第1節 町の将来像

小竹町内に安価な住宅地や住宅を確保し、雇用の場を確保すれば、移住者が増えるかといえば、必ずしもそうとは限りません。自分が住んでいる地域に魅力を感じず、町を愛する気持ちが薄ければ、住みやすさに対する満足度は低下し、定住意識は薄れ、町外へと流出していきます。町民の定住意識が低いところに、移住者はやってきません。町民の定住意識を高めながら、並行して移住促進に取り組む必要があります。

現在、少子高齢化や人口減少の著しい進行、地方創生に向けた動きなど、小竹町を取り巻く環境は、大きく変わろうとしています。この環境の変化は、小竹町において、町民の生活や地域社会に少なからず影響を与えています。小竹町では、自然動態と社会動態がマイナス傾向で同時進行し、自然動態による人口の減少を抑えるには、若い世代の定住促進を図り、出生数を可能な限り増やすことが重要です。言い換えると若者を中心とした転出者をできる限り抑制し、若い世代の転入を大幅に増やして、社会動態の増加を図ることが重要です。

小竹町では、町制施行80周年を記念して、小竹町町民憲章を定め、『私たち小竹町民は地域社会の一員として 果たすべき役割と責任を自覚し 自ら考え自ら行動し 地域のことは地域で話し合い 力を合わせて 心豊かな 楽しい 健康で明るいまちをつくります』として、住みよいまちづくりのための目標としてきました。これからも、この町民憲章に込められたみなさんの想いを尊重し、豊かな自然と古い歴史や文化に恵まれた小竹町をより発展させ次世代に繋ぎます。そのために、目指すべき将来像を明らかにし、その実現と様々な課題の解決に向けて、より良いまちづくりに取り組んでいきます。

これらのことを踏まえ、小竹町の将来像を『住みたい！ 育てたい！ 訪ねたい！ あなたが主役 幸せ実感 ^{こたけ}小竹町』と設定します。町民の理解と協力のもと、町民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせる活力に満ちた魅力あふれる、安全・安心のまちづくりを目指します。小竹町の将来像を実現するために5つの基本テーマを定め、町民と関係機関、行政が一体となって新しいまちづくりに努めます。

《第5次小竹町総合計画将来像(キャッチフレーズ)》



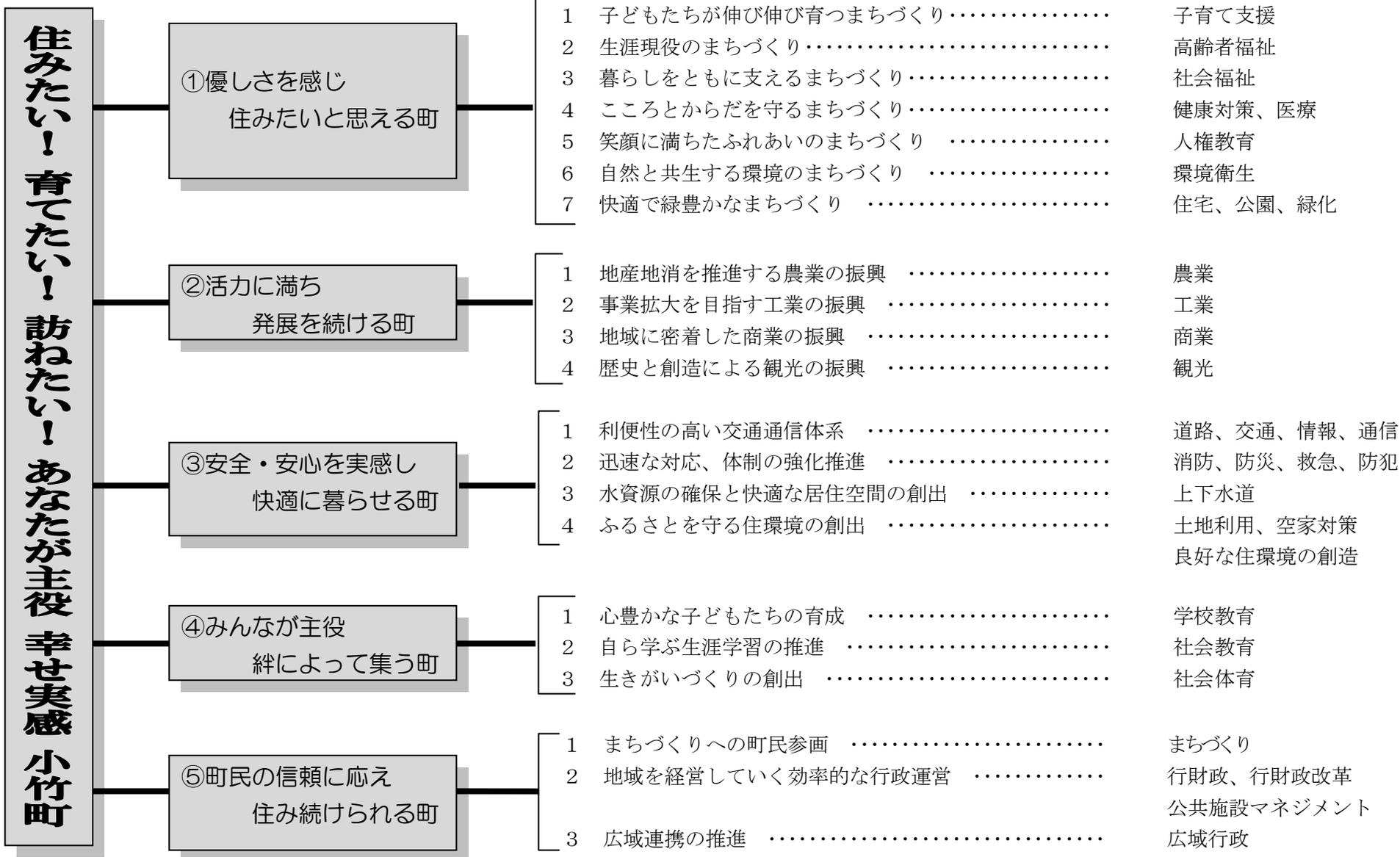
【小竹町総合計画体系図】

将来像

まちづくりの基本テーマ

基本テーマに基づく施策の大綱

分野等



第2節 まちづくりの基本テーマ

1 優しさを感じ、住みたいと思える町

高度成長期の時期を経て、人々は物質的な豊かさを享受してきた反面、地域における人と人との繋がりや人間性が置き去りにされてきた傾向があります。このような時代を経て今、真の豊かさが改めて問われ、人間らしい生活と心の豊かさが求められるようになってきています。お互いを認め合い、他人への思いやりと社会との協調を重視して、誰もが安全に安心して暮らせる町が求められています。

ともに支え合い、ともに心穏やかに暮らすことができる環境、また誰もが平等に社会に参画できる環境を整え、小竹町に住み続けたいと思ってもらうことが重要で、地域において生涯を通して健康でいきいきと生活できる町を目指します。

地域に住む人達が、等しく尊重され信頼し合い、結ばれた絆でつながり続けることで、それぞれの立場を越えて支え合える町を目指すとともに、安心して子どもを生み育て、その次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる環境が整った、優しさを感じられる町を目指します。



2 活力に満ち、発展を続ける町

農業従事者の高齢化や担い手の減少、グローバル化の進展による農産物価格の低迷、外食産業や郊外型大型店舗進出に伴う惣菜業界の拡大など、農業環境を取り巻く情勢は大きな変化を迎えています。有害鳥獣の捕獲活動によって捕獲数は増えつつありますが、有害鳥獣による農作物の被害は、農家に大きな損失をもたらすだけでなく、延いては地域の農業に大きなダメージを与えます。

このような情勢に対応し、農作物の競争力の強化を目指すため、安全・安心の地元産であることを全面に打ち出しながら、町内農産物のブランド化を推進します。また、地産地消の取り組みを更に推し進め、販路拡大に努めることが必要です。地域の実情に応じた農業振興策を講じることで、農業経営基盤の強化を図り、地域農業の振興を図ります。

福岡県では、北部九州自動車産業アジア先進拠点推進構想に基づき、「国際競争力の高い企業の集積、自動車部品の地元調達率70%」、「新たな自動車社会のモデルを提案・発信する拠点の形成」、「自動車先端人材集積・交流拠点の形成」などを目指して、工業の振興に努めています。小竹町においても、産業団地への誘致企業との連携促進を図るとともに、より一層の雇用の確保と、重要課題である進出企業の従業員の定住促進を図り、経済基盤の拡大振興を目指します。

近年、郊外型大型店舗が近隣の市町に相次いで進出し、小竹町の商業形態に大きな影響を与えています。今、最も重要視されるのは、やはり魅力ある商店づくりと言っても過言ではありません。

そのため、地域に応じた商店の活性化を図るために、商工会や設立を検討している観光まちづくり協会などの関係機関と連携し、経営・労務・専門家派遣等の商店に対する経営基盤の強化を支援するとともに、新たなまちの魅力づくりを推進します。

高齢化のため、日常の買い物に支障を来している人々を対象とする宅配サービスや移動商店の検討及びプレミアム付き地域商品券の発行を支援し、商業環境など地域経済の活性化を図ります。

3 安全・安心を実感し、 快適に暮らせる町

小竹町は、その昔から町の中心部を長崎街道が通る交通の利便性の高い町です。現在もJR福北ゆたか線が町内を南北に走り、平成筑豊鉄道も含めると町内に3つの駅があります。

また、JR線と並行して国道200号が町内を縦断していて、福岡市・北九州市のほぼ中間にある小竹町にとって、両政令市や近隣市町村への道路交通を円滑にしています。

こういった利便性を有した優位性を活かし、道路交通環境の整備促進を図ります。加えて、道路側溝や舗装の痛みの著しい箇所の整備を、地域の実情に応じて町民生活に身近な道路、いわゆる生活道路の整備を推進します。

また、交通事故を減らすために交通安全指導員による登校指導をはじめ、交通安全協会と連携して、交通安全教育や啓発活動を推進し、子どもや高齢者を対象とした交通安全意識の高揚を図るなど、交通安全対策の強化を進めます。加えて、地域の実情に応じたカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を推進し、交通事故の防止や減少に役

立つ環境整備を図ります。

複雑多様化する災害や火災に対して、消防車両や機材の強化など、消防防災体制の充実強化に努めます。更に、地域防災の要となる消防団の活性化を図り、町内における防災力の強化に努めます。

小竹町では、直方警察署、防犯協会などの関係機関や町内の各地域と連携して、地域の安全安心活動の推進、パトロールや啓発活動の促進を図ってきたところです。あらゆる犯罪から町民を守るために、今後一層、関係機関や地域との連携を密にしながら、防犯を視野に入れたハード面の整備を含めた総合的な防犯対策を推進します。

近年、適正な管理が行われていない空家が増加し、防災、衛生、景観等において、地域に住む人達の生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあります。生活環境を保全し、住民の生命、身体又は財産を保護することとあわせて、空家の活用促進に努めます。

4 みんなが主役、絆によって集う町

社会情勢の著しい変化の中で、心身ともに健やかな子どもたちを育成するために、様々な体験により、自ら学び、自ら考え、行動できるような「生きる力」をもった子どもの育成が、重要な課題となっています。幼児から小・中学校までの教育過程において、心豊かな子どもたちを育成し、その力を日常生活の中で発揮できるよう、「生きる力」の基盤となる確かな学力と豊かな人間性の育成を図り、創造的な教育を推進します。

また、家庭、学校、地域はもとより、関係機関や団体と連携して、地域全体で子どもたちの安全確保に努め、安全・安心な学校づくりを推進していく必要があります。

青少年の健全な育成は、小竹町の発展にとって欠かすことのできない課題であり、転入人口を増やし、町の人口減少問題を払拭するためにも必要不可欠な問題であると考えます。青少年期は、人間形成における成長過程で重要な時期であり、社会の一員として生活基盤を確立するとともに、社会に貢献する時に、その人の能力や適性などに応じて、社会への活躍の場を広げていく時期です。しかしながら、核家族化や少子高齢化社会の進行、物質的豊かさの広がりなど、青少年を取り巻く環境は著しく変化し、青少年の非行や青少年が関わる犯罪などの問題が、深刻さを増しています。

このため、青少年の健全育成のための環境づくりを進めることが必要です。地域による自主防犯活動として、青パトによる登下校の見守りなど、地域団体相互の連携を図り、その活動を支援し、青少年の健全育成体制の充実を図ります。その他、青少年のモラル向上に努め、相談体制の充実を図ります。

小竹町においても町内人口の高齢化は進んでいます。町民が心豊かに充実した生活を送るため、自らが生涯にわたって学習に取り組むことが、求められています。そのため、公民館等において生涯学習講座を継続して実施し、講師派遣の事業を推進していきます。

また、公民館等での読書活動の継続を図り、読書活動の環境整備に努めるとともに、情報提供を推進します。

生涯学習の発展と同時に、小竹町に残されたかけがえのない文化遺産を町民共有のものとして、大切に保存し未来へ伝えていこうとする気運が高っています。今後とも、文化遺産の整備、活用を進め、町民のふるさと意識の醸成に努め、地域に誇りと愛着を感じられ

るよう、文化財の保存・継承を図ります。

現代社会における生涯スポーツの振興は、競技としてだけでなく、健康づくりや生きがい創出の観点から、より一層の充実が期待されています。スポーツ交流の推進を図り、いつでも、どこでも、いつまでも、町民の誰もが気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツの実現に努めます。そのため、町民が主体的にスポーツに親しめることができるように施設や備品など、環境の整備を図ります。

5 町民の信頼に応え、 住み続けられる町

平成12年の地方分権一括法の施行から、17年を経過する今日、国からの権限移譲はなかなか進みません。当然、財源の移譲も不十分な状況にあります。人口の減少や少子高齢化の進行は、地域コミュニティの弱体化と世代間交流の減少を招きます。このことは、第4次小竹町総合計画で目指した協働・共生のまちづくりの実現に向けて高いハードルとなり、協働のまちづくりの活動支援にも、新たな仕組みづくりが必要となります。

現在行っている地域担当者制度を十分に活用しながら、町民自らが地域コミュニティ活動の担い手となり、まちづくりの主役として、地域づくり事業の計画段階から、実施、検証に至るまで参画できるようなシステムを確立し、今以上に地域づくり事業を拡大していくこととします。

小竹町では、財務会計の導入や文書管理、ホームページの充実など、事務の効率化と電子化、行政情報の公平公正な適正管理など、行政事務の効率化を積極的に実施してきました。今後も引き続き、質の高い行政サービスの提供を目指して、効率的な行政執行体制の

確立と職員の資質向上や人材育成に努めます。

あわせて、小竹町では高度経済成長期に建設された公共施設が多く、庁舎、町営住宅等多くの公共施設が更新時期を迎えます。

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、平成26年4月には国から公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう要請がありました。

人口の減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも踏まえ、限られた財源のもとに、公共施設等を長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などの対応を図ります。

また、安定した行政サービスを提供するた

めに、自主財源の確保を図り、財政基盤の充実強化に努めます。そのため、平成27年に策定した第6次小竹町行政改革大綱の実現に努め、中長期的な視点に立った財政の健全化を図ります。

現在、様々な分野で一部事務組合を設立し、広域行政を推進しています。今後も、町民の日常生活圏の拡大、交通手段や情報手段の高速化に柔軟に対応し、広域行政の維持推進を図ります。各構成市町の連携強化に努め、魅力ある圏域の形成を目指します。



第2章 基本テーマに基づく施策の大綱

第1節 優しさを感じ、 住みたいと思える町

1 子どもたちが伸び伸び育つ まちづくり

安心して子どもを生み育てるためには、まず安心して出産できる体制の仕組みづくりが必要です。出産年齢の上昇などで、リスクの高い妊婦が増加し、妊婦健診や乳幼児健診の充実、未熟児を持つ保護者への精神的、経済的負担の軽減が求められています。

少子化や核家族化の進行などで、地域で担ってきた子育て支援の機能は薄れ、身近なところに相談できる相手がいないなど、子育てに関しての孤立化、不安感、負担感が増大しています。こういった現象に対応し、切れ目のない支援を行っていくことが、行政に課せられた重要な課題となっています。

小竹町では、今までにも数多くの子育て支援施策を実施してきましたが、少子化が急速に進行している現状や今後の人口動態も踏まえ、様々なニーズに対応できる子育て支援策の策定に努めます。また、次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で守り支えるなど、現在行っている施策の拡大、充実を図ります。

2 生涯現役のまちづくり

小竹町の平成28年4月1日現在での高齢者人口比率は37.0%で、全国、県平均を大幅に上回り、平成37年には43%を超えるものと予測されています。また、世帯の構成では、高齢者がいる世帯が54.5%を占めています。その中でも高齢者単独世帯が24.8%、高齢者夫婦世帯が11.7%で、合計すると

高齢者のみの世帯は36.5%となります。家庭内での、あらゆる不安感を取り除き、安全で安心して暮らすことの大切さが、改めて見直されています。

今後、このような社会現象の中で、小竹町の活力を維持していくためには、高齢者が年齢に関わりなく、それぞれの意思と能力に応じて、仕事や社会参加などの場で活躍できる社会づくりが必要となります。知恵や知識を有する高齢者が、まちづくりや子育てにも関わり、高齢者自身が生きがいを持って暮らす、生涯現役の仕組みづくりを推進していきます。「小竹町高齢者保健福祉計画」に基づき、活力を持って明るく健康に生活できる地域社会の実現を目指し、保健・医療・福祉・生活環境・教育・防犯・防災など幅広い分野での連携を強化し、実効性のある総合的な取り組みを推進します。

3 暮らしをともに支えるまちづくり

少子高齢化社会の急速な進展とともに核家族化が進み、地域社会や家庭との繋がりが薄れ、かつての、隣近所が互いに助け合う地域社会は大きく変貌しています。災害時における高齢者や障害者への支援、子どもや高齢者への虐待、ひとり暮らしの高齢者の孤独死など、様々な社会問題が新たに生じています。

こういった地域福祉に関する正しい理解と普及啓発を図り、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。地域における見守

り・支援体制の強化を図り、地域のネットワークづくりに取り組みます。

障害のある人に対する地域社会の理解と協力を深めるため、「小竹町障害者福祉長期計画」に基づき、障害の有無に関わらず、お互いが支え合い、地域との繋がりを持ちながら、安心して快適に暮らせるまちづくりを、関係団体と連携しながら進めます。

4 こころとからだを守るまちづくり

誰もが心身ともに元気で、生涯を通じて健康に暮らせること、これは町民の願いであり、そのことが、みんなで繋がる地域社会の実現のために、最も基礎的な要件と言えます。

最近の生活様式の多様化や延いては価値観の相違などで、規則正しい食事ができず、適正な生活習慣を保てない人が増えています。

また、健康の基礎である体力の維持や増進のために、必要な運動習慣がない人などが増え、健康を保つことへの影響が危惧されています。

更に、高齢化や生活習慣の多様化などで、生活習慣病をはじめとして医療費の増大が、問題視されています。

小竹町では県内でも早い時期に保健センターを設立し、町民の健康管理、健康指導に努めてきました。今後も町民の健康づくりを積極的に支援・推進し、町民みんなで健康な生活が保持できるように、運動習慣の定着や食生活の改善など、誰もが健康を実感できるまちづくり、地域密着型の健康対策を目指します。

医療体制については、医療機関との一層の連携を図り、適切な受診や地元医療機関をわかりつけとする必要性を啓発し、地域医療の充実、発展に努めます。

5 笑顔に満ちたふれあいのまちづくり

小竹町では、人権の重要性を考え、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会を通じて様々な人権問題の解決を目指し、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進してきました。しかしながら、一部には女性・子ども・高齢者・障害者など社会的弱者と呼ばれる人たちの人権が万全に保障されているとはいえない状況が、地域、学校、家庭、職場などの社会生活の様々な局面において、存在しています。

町民が人権を尊重することの重要性を正しく理解し、人権に十分配慮した行動がとれるよう、あらゆる場において効果的な人権教育・啓発活動を推進するとともに、女性や高齢者、障害者の社会進出をサポートする体制づくりに努めます。

また、安全安心で明るく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、人権に配慮した施策を進め、行政、地域、企業、学校、家庭等との連携に努めるなど、人権意識の高揚を図ります。

6 自然と共生する環境のまちづくり

社会構造や生活様式の変化に伴い、日々の生活の中から排出されるごみの種類や量は、大きく変化しています。そのため、ごみ処理の合理化と効率化を図るため、町民や各事業所に対して、ごみの分別方法や減量方法などの啓発活動を行い、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。また、資源回収団体やごみ集積箱、生ごみ処理容器の購入に対する補助制度の対策を引き続き推進します。

現在、環境問題は、^(用語1)地球温暖化をはじめとする地球規模の問題として重要視され、環境保全対策として大気汚染、水質汚濁、騒音な

どの対策も求められています。

誰もが安心して快適に暮らせる生活環境を確立するため、自然環境の保全とともに、町民や各事業所にも協力を求め、環境保全施策を推進します。

また、町の各所で見受けられる、家庭ごみや粗大ごみの不法投棄や、飼い犬等のふんの放置など、迷惑行為を防止する取り組みについても推進します。

し尿処理等の汚水処理については、現在の一部事務組合による処理体制を維持しながら、遠賀川中流流域公共下水道事業を推進するとともに、供用開始による加入促進を積極的に進めます。

また、農業集落排水事業への加入促進に努め、公共下水道整備計画区域外の地域に対する合併処理浄化槽設置の支援を引き続き推進します。

これらの下水道関連事業の整備を効率的かつ計画的に行うことにより、河川等の汚濁負荷を低減し水質浄化に努め、豊かな自然環境と生物の多様性の保全を図ります。

7 快適で緑豊かなまちづくり

人口減少社会の到来に対し、住みよい住宅環境の整備や良質な住宅の確保は、健康で豊かな町民生活を営む上で、最も基本となるものといえます。安全安心で快適な日常生活を送ることができるよう、多様な町民のニーズを的確に把握しながら、各種の住宅環境整備を計画的に推進します。

移住定住に関する計画の中でも、小竹町内での住宅環境の立ち遅れについて、指摘を受けているところです。施設建築、建て替え等の建設的事業については、長期的な期間を必要としますが、魅力ある地域をつくるという

視点に立ち、誰もが住み続けたい、移り住みたいと思えるまちづくりを目指した取り組みを進めます。

小竹町では、平成27年度末現在、6団地528戸の町営住宅と新多定住促進住宅80戸を管理していますが、木造の家屋については、既に耐用年数を経過し、年次計画による建て替え、改善を推進する必要があります。平成23年3月には、居住性の向上、安全性・耐久性の向上など、中長期的な視点で公営住宅の活用を図るための指針として、「小竹町公営住宅等長寿命化計画」を策定しています。今後は、この計画に基づき、安心して住むことができる住みやすい環境づくりを推進します。

小竹町は、遠賀川をはじめとして、町の周辺を取り囲む丘陵地や南良津の調整池など、豊かな自然に恵まれています。公園の設置や樹木、芝による緑化は、町民を癒し、ふれあいの場やレクリエーションの場として、心身ともに健康づくりに役立っています。また、野生生物の生息・生育空間として、自然環境の保全にも大きく寄与しています。今後も豊かな自然を守りつつ、住環境との調和に取り組みます。

小竹町では、新多地区の緑道公園や御徳地区のふれあい公園、三六フレッシュパーク、小竹駅に隣接した遠賀川河川公園など、各地域に様々な公園を設置しています。今後は、災害時における避難場所や防災の拠点として全国的に見直されている公園設置の有効性も考慮しつつ、公園の機能の充実に向け、計画的に整備推進します。

第2節 活力に満ち、発展を続ける町

1 地産地消を推進する農業の振興

小竹町の農業は、農業従事者の減少や高齢化などの問題を抱えています。グローバル化による競争原理の影響で、農産物価格の低迷や供給率の低下などの課題に直面しています。しかしながら、こういった時にこそ意欲と能力のある担い手によって、新たな農業構造を確立することが必要です。

農作物の競争力を高めるための町内農産物のブランド化や流通・消費の変化に対応できる生産と販路拡大、6次産業化の取り組み強化などに努めます。

更に、農産物の安全・安心を確保し、町民の信頼向上を図り、地産地消の取り組みを一層推進します。地域の特色や条件に応じた農業生産を展開し、地域の実情に沿った農業振興策を講じていくことが求められています。

今後も、次世代を担う就農者を確保し、農業が魅力ある産業として成立し、成長するような取り組みを進めていきます。

生産者や生産団体と行政が一体となった機動力ある体制を設立し、新しい農業生産知識や経済知識の情報収集及び提供に努めます。

2 事業拡大を目指す工業の振興

地域経済を活性化させ、経済の成長力と雇用を創出するためには、小竹町の持つ地理的な特性を強みとして活用した上で、企業を持つ潜在力を最大限に引き出し、発展力のある企業を創り出すことが必要です。

小竹町は、陸・海・空のそれぞれのアクセスに恵まれた場所に位置し、九州でも屈指の企業戦略エリアにあります。高速道路、鉄道、空港及び港までのアクセスに恵まれ、優れた

輸送環境にあり、九州全域はもちろん、アジアを視野に入れた生産・流通活動を可能にする抜群の立地環境で、あらゆる産業・企業の活性化に寄与します。

北部九州では、日産自動車九州、トヨタ自動車九州、ダイハツ九州及び日産車体九州の自動車生産大手4社が集積し、国内有数の一大生産拠点を形成し、生産能力では年間150万台を超えるまでに発展しました。

小竹町でも、自動車関連企業は14社を数え、本町の工業発展に大きく寄与しています。

今後は他の製造業においても、企業の近代化、高度化の支援対策の施策や各種融資制度の活用を図り、経営の近代化を推進し、技術支援や経営改善、共同研究や新規参入などの活動を積極的に推進する必要があります。

近年は、交通の利便性の良さから、物流関連企業の進出が増えています。これからも町内企業と連携し、積極的に地域経済の活性化や雇用の創出などに取り組みます。

また、小竹町での大きな課題として、進出企業に勤務する従業員の定住化問題があります。進出効果を最大限生かしていくために、各種生活環境の整備促進や教育環境整備を始めとする子育てしやすい環境を作り出すなど、総合的なまちづくりを推進します。

3 地域に密着した商業の振興

小竹町における商業基盤は、人口の減少や商業集積の変化などにより、商業・サービス業を営む小売業を取り巻く環境が一層厳しくなっています。

地域に応じた商業の活性化を図るためには、やはり地域に密着した、繰り返し訪れたくな

るような商店づくりが必要であり、経営基盤の強化・販路拡大等、積極的な支援を行います。中小商店・商業者の経営安定化と適正な経営指導を行うため、商工会との連携を強化し、^(用語2)セーフティネット保証制度の活用など、融資制度の支援等、金融対策の推進を図ります。

小竹団地への企業進出による新規購買力への対応や今後、展開される小竹駅西口開発とそれに伴う周辺整備、交通体系の整備を推進し、他産業との連携強化も含めた新しい商業形態を模索・展開するため、商業者を中心とした行政や関係機関等との協働体制の強化を図ります。

異なった業種、異なる技術や手法を持った中小企業の強みを持ち寄り、互いに不足する箇所を補いあう企業の連携を促進します。

4 歴史と創造による観光の振興

飯塚市、直方市、宮若市の3市に囲まれた小竹町は、人口減少と少子高齢化の進行が著しく、このままの状況では町の存続にも影響を及ぼすことが危惧されます。この状況から脱却するには、町民、企業、行政等が一体となって魅力あふれる、個性あるまちづくり、地域づくりに取り組むことが必要です。住民の地域を愛する気持ちや、町や地域に対する自信と誇りを育み、その住民の姿、行動、思いに対し、町を訪れた来訪者が感動し、感銘を受け、再び訪れたい、住んでみたいと思ってもらえるような、まちづくりを推進していくことが求められます。

小竹町には遠賀川に代表される豊かな自然環境や長崎街道などの歴史ある地域資源が残っていますが、観光資源として活かされていなのが現状です。交通の利便性や、自然、歴史、文化、産業、人材などの地域資源を活かしながら、まちづくりと連動した観光まちづくりを推進します。

第3節 安全・安心を実感し、 快適に暮らせる町

1 利便性の高い交通通信体系

車社会の進展や企業の進出により、町内の生活道路をはじめとする、幹線道路や周辺地域と繋がる広域的道路の交通量は飛躍的に増加し、都市基盤の整備や防災上の安全確保の観点からも、交通体系の整備が求められています。地域住民の生活の利便性や安全性を確保するためにも道路整備の推進を図ります。

道幅の狭い生活道路や舗装の痛みの激しい生活道路、主要な幹線道路の未整備区間について整備を行い、道路交通の円滑化を図ります。町民生活に身近である道路の維持管理を推進し、安全で快適な暮らしを支える道路環境の確保を図ります。同時に、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安全で快適に移動できる歩行空間を確保し、すべての人の社会参加や交流を促進し、利便性に高く、人にやさしいまちづくりに努めます。

小竹町の地域特性として挙げられるのが、公共交通の関連施設です。町域面積の小さな本町の中で、JR九州の駅が2駅、平成筑豊鉄道の駅が1駅あり、バス交通機関については、西鉄バス筑豊株式会社の1路線があります。公共交通は、生活圏の拡大や、町民の基本的な日常生活と社会参加の機会を確保するための重要な社会資本です。しかしながら、車社会の普及拡大により、公共交通の利用者は減少傾向にあり、特に地域の路線バスについては、採算が取れずに赤字路線化が進行している状況です。

そのため、バス交通機関・平成筑豊鉄道については、現在行っている関係自治体による赤字補てんを継続し、町民の日常生活に影響

を与えないように交通機関の存続を図ります。合わせて、関連する巡回バスの運行方法の充実や公共交通全体の利用促進を図ります。

JR福北ゆたか線小竹駅については、周辺の幹線道路整備、パークアンドライド方式^(用語3)の拡大や小竹団地への企業進出の影響で、乗降客数は増加しており、今後も西口開発関係事業等による増加が見込まれます。反対に勝野駅に関しては、快速列車通過などの影響を受け、乗降客数の減少が続いているため、駅周辺の環境整備を行い、乗降客数の増加を目指します。

平成27年には、小竹町内の広範囲に及ぶエリアで、光回線による情報通信網が配備され運用が始まりました。しかし、全町域をカバーするまでには至っておらず、今後、関係機関への協力要請に努め、情報通信網のインフラ整備を促進します。

交通事故を減らすために、交通安全指導員による登校指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動の推進による交通安全意識の高揚に努めます。

飲酒運転ゼロの、安全で安心な地域社会の実現に向けて、地域と一体となった町民参加の運動を積極的に推進し、飲酒運転撲滅に向け、町民意識の高揚に取り組みます。

2 迅速な対応、体制の強化推進

平成23年に発生した東日本大震災や記憶に新しい熊本地震は、想定を超える複合災害となり、広範囲な地域に甚大な被害をもたらしました。

福岡県では、平成17年に西方沖地震が起き、福岡市周辺で被害が発生しました。福岡

市の市街地では、建物の全壊被害は見られなかったものの、玄界島では住宅の半数が全壊し、県内においては有史以来最も大きな地震となりました。

これらの災害を教訓に、「減災」の考え方を防災に取り入れ、災害に強いまちづくりを目指し、平成26年に「小竹町地域防災計画」を見直しました。

今後、この防災計画に基づき、施設の防災対策の推進や防災体制の充実・強化を図ります。自助、共助、公助の適切な役割分担により、防災協働社会の実現に努めます。

また、地球温暖化に伴う異常気象が叫ばれる中、本町においても一部の地域で、大雨による浸水や災害が懸念されていました。しかし、平成26年に蛇牟田川排水機場が完成したことで、豪雨時の災害対応の向上につながったと思われま

す。通常の火災はもとより、風水害などの災害に対し、地域防災の中核として活動する消防団の活性化を図り、地域の防災力強化に努めます。また、消防団の団員の教育、訓練等を通じて消防団の技術向上を推進します。

地域防災体制の中心となる自主防災組織(用語4)の整備に取り組み、未整備の地域との連携を図ります。災害に備えて住民主体の地域防災体制を強化し、町民が安全安心に暮らせる環境をつくり、併せて緊急災害体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

核家族化や自治会加入世帯の減少に伴う近所づきあいの希薄化により、地域での防犯力低下が懸念されます。防犯意識の高揚や自主的な防犯・安全活動の推進に努めます。

3 水資源の確保と快適な

居住空間の創出

小竹町を南北に還流する遠賀川は、恵まれた自然環境の供給に加え、水資源の確保にも重要な役割を果たしています。遠賀川の他にも、庄内川や三六地下水からの取水があり、これらの水源によって、量的な水資源はすでに確保されています。

しかしながら、給水人口の減少に伴う給水収益の減少と、水道施設の老朽化が進み、水道事業の健全化と水質保全による良好な水道水の安定供給は、行政に課せられた大きな課題となっています。

中期的な経営計画の策定と耐用年数を考慮した施設の更新計画の策定が求められ、今後は、安全でおいしい水を安定的に供給し、水道施設の整備・更新を行うことで有収率の向上を図り、町民サービスの向上に努めます。

水質の保全延いては自然環境の創出を図り、健康で快適な生活環境を確保するために、下水道事業は欠かすことのできない公共事業です。小竹町は、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業及び農業集落排水事業を、地域の特性に応じて効果的に実施しています。平成24年度に供用が開始された公共下水道事業の効果もあり、町内の水洗化率は年々上昇しています。

今後も、計画的な整備を促進し供用区域の拡大を図るとともに、下水道事業の宣伝啓発活動に取り組み、接続率の向上に努めます。移住・定住に関して、住み続けたいと感じる快適な居住環境を創出するため、公共下水道事業等整備を継続して推進します。

4 ふるさとを守る住環境の創出

町土は、町民の限られた貴重な資源であり、その土地利用については、町民生活の基盤となる必要不可欠な課題です。

本来、町土の利用に関しては、公共の福祉優先という基本的考えのもと、自然環境の保全を図り、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的特性に配慮しながら、健康で文化的な生活環境の確保と効率的で秩序ある利用を推進する必要があります。

小竹町では、調和のとれた総合的かつ計画的な土地利用を進めるため、福祉行政の推進、適正な宅地化の誘導、広域交通ネットワークの整備、地域特性を活かした自然環境・景観の保全及び低・未利用地の有効利用などを国土利用計画に定め、町土を活かした適正な土

地利用に取り組んでいます。

小竹町では、都市計画法による都市計画区域として、全町域を指定していますが、用途地域は設定していません。

今後、小竹駅西口周辺などの開発状況に応じ、都市計画マスタープランに位置づけられている様々な構想や計画についても見直しを実施するなど、良好な居住環境と都市景観の向上を目指し、機能的で潤いのある地域空間の創出を図ります。

あわせて、適切な管理が行われていない空家についても、実態調査の状況や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関連部署との連携を図りながら、防災、衛生、景観対策を進めるとともに、その利活用にも取り組みます。

第4節 みんなが主役、 絆によって集う町

1 心豊かな子どもたちの育成

定住と移住促進には、町民又は小竹町への移住希望者の「小竹町を愛する気持ち」が、重要なポイントです。特に定住者について言えば、この気持ちは、幼少時から培われるもので、幼児教育や義務教育時代の様々な体験を通してふるさと小竹に関心を持ち、ふるさとを愛する心を育むことが大切です。

このために、子どもたちが心豊かに、安心して学ぶことができる教育環境の整備とその充実を図るとともに、地域の人々との交流を深めることが必要です。

確かな学力の定着のため、子どもたちの習熟度や興味・関心などに応じた、基礎学力の定着を図ります。また、子どもの体力維持向上も重要不可欠であることから、体育やスポーツ活動を豊かにする体制づくりを図ります。子どもの発達段階に応じた運動、スポーツへの動機付け、習慣化を推進します。

家庭・学校・地域の教育力の向上を図り、豊かな心を持った子どもや若者の育成に努めます。あわせて地域の人々との交流連携により、子どもたちの安全確保を図るなど、安心して通える学校づくりを推進します。

2 自ら学ぶ生涯学習の推進

社会教育活動の充実を図るため、社会教育関係団体の活性化を支援するとともに、関係機関・団体との連携及び協力体制を積極的に推進します。

中央公民館等における生涯学習講座を継続的に実施するとともに、町民まつりに合わせ

て町民の作成した各種作品などの展示を行うなど、より充実した企画運営を実施し、生涯学習の普及啓発に努めます。

また、心の豊かさの追求、価値観の多様化などを背景とした町民の多様なニーズに対応するため、生涯学習内容の拡充を図り、様々な学習機会や生涯学習に関する情報の提供に努めます。

さらに、郷土に対する誇りや愛着を育むため、町民共通の文化遺産を守り継承するとともに、地域資源としての活用を促進します。

3 生きがいつくりの創出

現在スポーツは、技の競い合いだけではなく、町民の健康づくりや生きがいの創出の観点から、生涯スポーツとしての実現が求められています。

健康な高齢者の増加につながるよう、また町民全体の年齢に関わりなくそれぞれの意思と体力に応じて行うスポーツ、誰もが身近なところで気軽に行うスポーツの普及を推進します。また、人づくりや仕組みづくりなど総合的な社会体育施策に取り組みます。

町民が日常生活の中で、スポーツやレクリエーションに気軽に親しみ、仲間や地域で自主的かつ主体的にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの普及やニュースポーツの推進に努めます。

今後は、多くの町民の参加によるスポーツフェスタなどの充実にも努め、町民相互の親睦や交流を深め、地域に根ざした生涯スポーツやレクリエーション活動の振興を図ります。

第5節 町民の信頼に応え、 住み続けられる町

1 まちづくりへの町民参画

全国的に人口減少や少子高齢化による担い手不足によって、自治会組織などの地域コミュニティが持つ自治機能が低下しています。地域コミュニティにおける地縁的共同意識が希薄化し、これまで地域で解決できていた課題への対応が難しくなっています。

このような課題を解消するため、転入者に対して自治会加入を促し、町報に自治会の魅力を掲載するなど、自治会加入率の向上を図ります。

また、現在行っている行政職員による地域担当者制度など地域協働施策の継続・拡大を図り、地域における自治組織の強化や支援を通して、地域住民による見守り、支え合いのまちづくりを推進します。

2 地域を経営していく効率的な 行政運営

町民に信頼される町政を推進するため、個人情報保護に十分配慮しながら、積極的な情報提供を行っていく必要があります。町民に開かれた町政を実現するため、行政情報の積極的な公開に努めます。

行政職員の人材育成については、町民のニーズを的確に把握し、満足度を向上させる質の高い行政サービスが提供できるよう、職員としての資質の向上に努めます。

また、社会情勢や町民ニーズの変化に柔軟に対応できるような組織の確立を図ります。

将来にわたり安定した行政サービスを提供するために、新庁舎及び公営住宅の建て替えなども視野に入れ、自主財源を確保できるよ

う、持続可能な財政基盤の強化を目指し、中長期的な視点に立った財政の健全化を推進します。

平成27年に策定した第6次小竹町行政改革大綱の実現に努め、事務事業の見直し、定員管理の適正化など、効率的かつ計画的な行財政運営を図ります。同時に、計画的な情報化の推進に努め、情報技術を活用した事務の効率化・迅速化を図り、町民の利便性向上に努めます。

3 広域連携の推進

交通手段や情報通信技術の発達・普及に伴い、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しています。また、地域主権改革に伴う権限の移譲により、市町村が担う事務は確実に増大しています。こういった多様化・高度化に加え、広域化する行政課題に的確かつ効率的に対応し、質の高い行政サービスを提供していくために、関係自治体と連携、協力して事務処理を進めていきます。

また、近隣市町との共通の課題解決に向け、広域連携のあり方についての協議を進めるとともに、相互支援・相互交流を図ります。

県及び直轄2市2町で実施する広域連携プロジェクトや、平成28年4月に連携協約を締結した、北九州都市圏域による事業連携を継続的に推進し、市町を超えた区域で広域的な観点から産業・文化・景観などの具体的なプログラムを推進します。地域を活性化するには、それぞれの地域において、交流人口や移住定住人口の増大を図る必要があります。

今後も、構成市町の連携強化・相互補完による、魅力ある圏域の形成に努めます。

第3章 土地利用構想

第1節 土地利用の基本方針

平成16年に策定した小竹町都市計画マスタープラン（目標年次平成36年）において、「自然環境に恵まれた快適で安らぎのある、誰もが住みたくくなるような町」の形成を町の目標として掲げ、将来都市像を『キャンパス（小竹町）に希望を描けるまちづくり～夢・和・活～』と設定しています。

人口減少や少子高齢化という町が直面する課題が今後も進行することを想定しつつ、“小さな町だからこそ”の利点を生かした、持続可能なまちづくりを目指し、安全で安心、快適なまちの創造のために有効な土地利用を図っていきます。

第2節 土地利用

小竹町では、主要用途ごとの土地利用方針を定め、土地の有効利用を図ります。

①住居系

快適で良好な住環境の整備・保全に努め、計画的な住宅地の形成を図ります。

②商業・業務系

役場南側の国道200号沿いの一帯の既存市街地は、商店と住宅が混在する地域であるため、町の中心としてにぎわいと活力のあるまちづくりを推進します。

③工業地

周辺の生活環境と調和した工業地として、地域を支える産業の企業集積を図ります。

④農地

優良農地の積極的な保全を図るとともに、地域ぐるみの営農体制の確立、中核的農家の

規模拡大のための農用地としての流動化を促進し、農地の集積により農業生産性の向上を図ります。

⑤森林地

森林が持つ多様な機能（防災機能、環境保全機能、水源涵養機能、保健休養機能等）を考慮して、保全・整備を図ります。

⑥公園・緑地

総合運動公園を公園、緑地の核として位置づけ、地域に点在する小さな公園や緑地等をネットワーク化することで、点から面への展開を図り、都市と緑が一体となった特色ある環境づくりに努めます。

⑦レジャー・レクリエーション地

ゴルフ場や権現堂溜池周辺をレジャーやレクリエーションの場として活用し、周辺の自然環境や景観の保全に努めます。

⑧水面

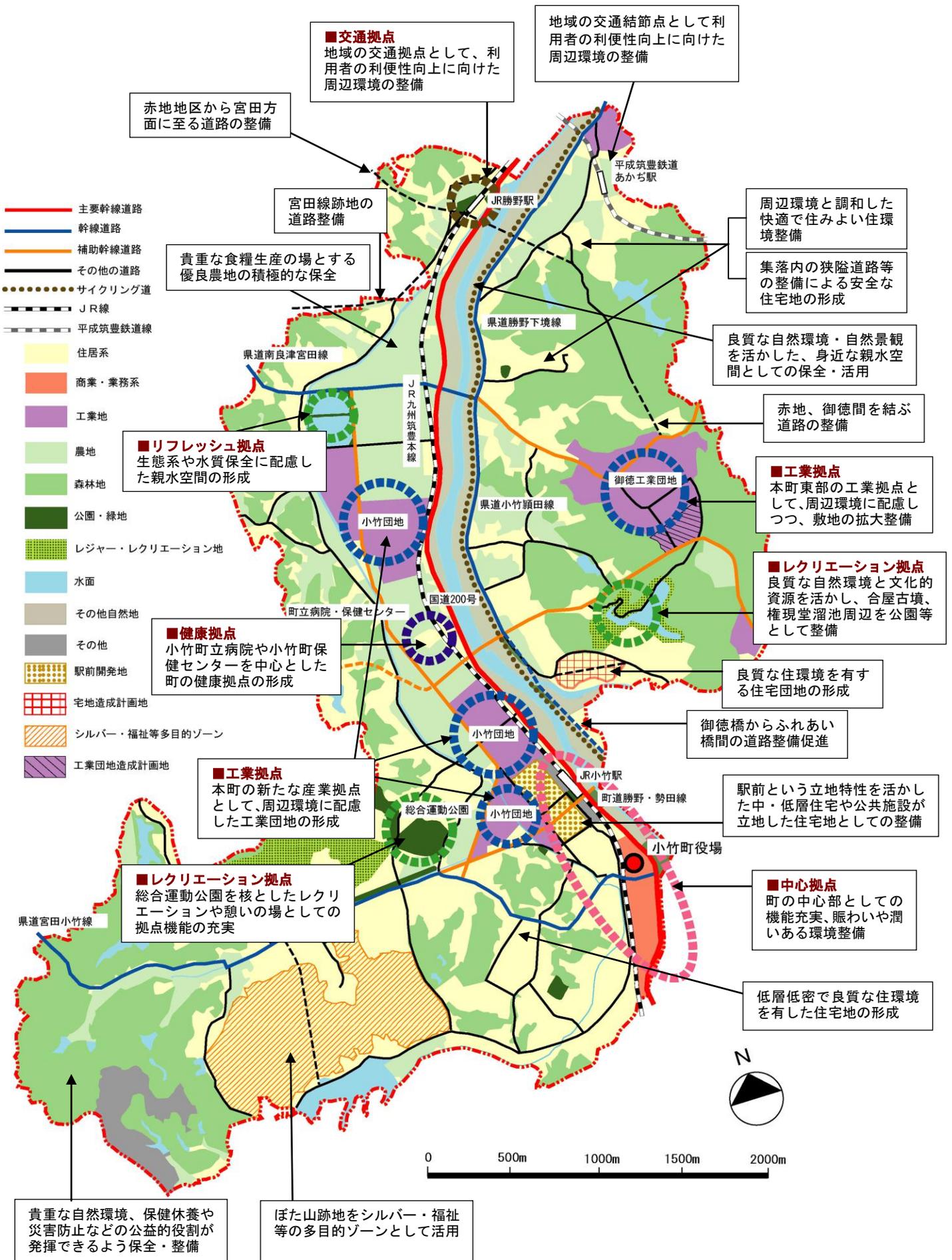
水と緑が織りなす豊かな景観を活用し、公園等の整備によるレクリエーション空間としての形成を図ります。また、町民や来訪者にとって安らぎの空間となるような親水性の高い整備を促進します。

⑨その他自然地

遠賀川河川敷の大部分は採草地ですが、遠賀川河川公園として整備し、憩いと安らぎの場としての活用を図ります。

⑩駅前開発地

JR小竹駅西口周辺地を、町の顔として、交通の利便性を生かした快適な住宅地、魅力ある商業地、また庁舎を含む公共施設移転地として検討し、複合的な施設整備に努めます。



(参考) 小竹町都市計画マスタープラン土地利用構想図

第4章 目標とする将来人口

小竹町の人口は、石炭産業の最盛期には、21,209人を有していたと記録にありますが、平成27年の国勢調査では7,810人と8,000人を割り込みました。

人口減少の大きな要因としては、近年の少子化による自然減と転入者の減少及び転出者の増加による社会減少が著しく、この人口減少は、年数を経ることに、さらに拍車がかかっています。

この約10年間で、小竹団地に17社が企業進出し、町内人口の10%を上回る規模の雇用を確保したものの、町内定住人口増加のための居住環境整備が大きく立ち遅れ、人口減の歯止めに至っていないのが現状です。

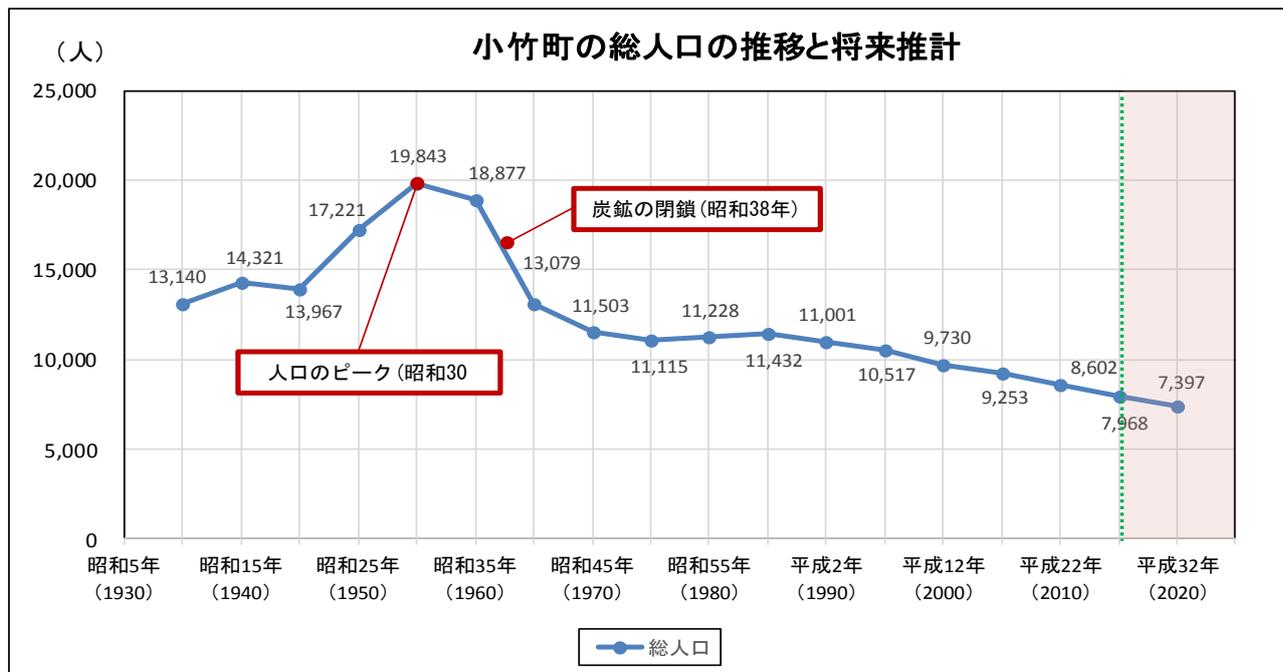
年少人口の減少と高齢人口の増加は、今後もしばらくは続くものと考えられますが、生産年齢人口については、減少の幅がゆるやかになるものと推測されます。

今後は、地方創生の理念に基づき、小竹町総合戦略や小竹町移住定住すみよか計画に掲げる事業を着実に実施することで、町外への流出を抑制し、町内への移住促進を図りながら定住人口の拡大を目指します。

あわせて、出生率の向上を図り、この総合計画の目標年度である平成38年度（2026年10月1日時点）において、総人口7,000人を維持できるよう取り組んでいきます。

【 目標とする将来人口 】 7,000人（平成38年10月1日時点）

小竹町人口ビジョン（一部抜粋）



資料：平成22(2010)年までは国勢調査、平成27(2015)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

